

○白岡市こども医療費支給に関する条例

昭和４８年６月３０日

条例第１８号

（目的）

第１条 この条例は、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 「こども」とは、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。
- （２） 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護している主たる生計維持者をいう。
- （３） 「受給資格者」とは、こども医療費支給事業の受給資格を市長から認定された保護者をいう。
- （４） 「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）をいう。
- （５） 「医療費」とは、医療保険各法に規定する医療給付の対象となる費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。
- （６） 「一部負担金」とは、こどもに係る医療費のうち、受給資格者が医療保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令に基づいて医療の給付に係り負担すべき額をいう。ただし、法令又はそれに準ずる規定による給付があるときは、その額を控除した額をいう。

（支給対象）

第３条 この条例に定める医療費の支給の対象となる者は、白岡市の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども（以下「対象となるこども」という。）の保護

者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者の保護者は、医療費の支給対象としないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者

(3) 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(4) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となった者

(5) 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年白岡町条例第19号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(6) 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

（令4条例9・一部改正）

（支給）

第4条 市は、保護者が前条に定める対象となるこどもの一部負担金を支払った場合において、当該支払額（付加給付金があるときは、その額を控除した額。以下「こども医療費」という。）を支給するものとする。ただし、保護者の責（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

（支給の方法）

第5条 前条の支給は、対象となるこどもの保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、保護者に代わってこども医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象となるこどもの保護者に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。

4 市は、第2項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払う額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(令4条例9・一部改正)

(受給資格の登録)

第6条 こども医療費の支給を受けようとする保護者は規則に定めるところにより、受給資格登録申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合、市長は、規則の定めるところにより、内容を審査し、適当と認めたときは、当該こどもの保護者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が、当該こどもと同居している場合(当該いずれか一の者が、当該こどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

4 市長は、第2項及び第3項の規定により受給資格者として認定したときは、規則の定めるところにより、受給資格者に受給者証を交付しなければならない。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払が生じたときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 9 条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 48 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 1 月 1 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 12 月 14 日条例第 24 号)

この条例は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 9 月 16 日条例第 20 号)

この条例は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 15 日条例第 5 号)

1 この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成 10 年 6 月 19 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白岡町老人医療費の支給に関する条例の規定、改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例第 2 条第 4 号及び第 6 条第 3 項の規定、改正後の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例第 3 条及び第 7 条の規定並びに改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成 10 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 12 年 3 月 15 日条例第 12 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 9 月 20 日条例第 21 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中白岡町乳幼児医療費支給に関する条例第 2 条及び第 4 条の改正規定及び第 2 条中白岡

町重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条に2項を加える改正規定（第3項を加える部分に限る。）、第4条及び第8条第2項の改正規定及び第3条中白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条に2項を加える改正規定（第6項を加える部分に限る。）及び第6条の改正規定は、平成14年1月1日から施行する。

- 2 改正後の白岡町乳幼児医療費の支給に関する条例第4条の規定及び白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例第4条及び第8条の規定及び白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条の規定は、平成14年1月1日以後の医療費の支給について適用し、同日前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年10月10日条例第25号）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第34号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第24号）

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月25日条例第4号）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月20日条例第14—2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 7 月 3 日条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（白岡町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 白岡町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の白岡市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 6 月 26 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の白岡市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の規定、第 2 条の規定による改正後の白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の規定及び第 3 条の規定による改正後の白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成 29

年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 8 日条例第 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中白岡市こども医療費支給に関する条例第 3 条第 2 項に 1 号を加える改正規定及び第 3 条は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の白岡市こども医療費支給に関する条例第 5 条第 2 項及び第 4 項の規定並びに第 2 条の規定による改正後の白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日以後の診療及び調剤に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前の診療及び調剤に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。